

一 爭議團ノ狀況

解雇者等ハ毎日爭議團本部ニ集リ居リテ商會主カ執  
リタル從業員全部解雇ノ處置ヲ不當ナリト称シ窓月  
三十日以來悉々解雇者一同工場ニ押シ寄せ入場ヒム  
トシタルモ其都度工場主等ヨリ阻止セラレ空シク引  
揚ケタルカ三十日午前十一時頃工場主ハ外國へ輸出  
ノ電球發送期日切迫セル爲メ曩ニ居木橋工場ヨリ移  
送セル十数名ノ職工ヲシテ作業セシメムトシタルニ  
之レヲ知レル爭議團員ハ全員工場前ニ押寄せ吾々モ  
作業ヲ爲スヘシト称シ入場セントセルニ依リ工場主  
ニ於テ極力阻止セルモ十余名闯入セルヲ以テ取締警  
察官ニ於テ花去セシメ現場ニ於テ喧騒ニ亘リタル解

雇者宮地達ニ沼澤義雄ノ兩名ハ一時所轄大崎署ニ檢  
束セリ

二 住込職工ノ處置

解雇者中ニ住込職工ニ五名アリ工場主ハ工場附近ニ  
一戸ヲ借交ケ之ニ住込方ヲ申渡シタルニ内五名ハ  
居住權ノ確保ヲ主張シテ應セズ工場内ニ留リ工場主  
側ノ狀勢ヲ探知シ内外ノ連絡ヲ執リ工場主ノ氣勢ヲ  
牽制シ以テ有利ナル解決ノ促進ニ努ムル方針ノ下ニ  
其後工場主ニ對シ「移轉ヲ命スルナラハ新設セル住所  
ハ立退ノ期間ヲ附セサルコト無期限ニ賄ヲ供給スル  
コト葦簣張ヲ撤去スルコト」(爭議團本部ヨリ)工場事務  
所ヲ見送カサルハヲ防ク爲メ工場主ニ於テ新設セル